## 権利ベースアプローチを現場から考える

ジュマ・ネット 下澤嶽 2005-1-25

- ・ ジュマ・ネットとは:バングラデシュのチッタゴン丘陵では、先住民族とバングラデシュ政府 の間で 25 年続いた紛争に和平協定が結ばれたが、協定が実施されず厳しい民族対立が続いている。その民族対立の緩和、和平協定の実施、民族共存を目指す社会づくりを支援する。
- ・ ジュマの人々の権利の正統性をもつ条約および国内法

ILO107条約(1957 バングラデシュは批准国)

Chittagong 丘陵県地方政府法 (1989)

Chittagong 丘陵県地域評議会法(1998)

和平協定(1997)

<よく規範的によく挙げられる条約>

先住民族の権利に関する国際連合宣言草案 (1993) ILO第 169 号条約(1989)、世界人権宣言(1993)等

- ・ 実際は、主流のグループの強い政治力が存在し、結果的に法的な機能は実体化せず、今でも先 住民族への権利の剥奪が続いている。
- ・ 現場から見た権利ベースアプローチについて
  - (1) 法的基準と開発の理念をつないだ。開発における国家の役割を明確にできるひとつの手法。
  - (2) ILO 等の国際条約等は拘束力が弱い、問題解決にはほとんど力を持たなかった。罰則規定が設けられない、または不明確。
  - (3) 国家を超えた概念を ODA 機関や国連はなかなか持ちにくい。
  - (4) 「権利」は個人を中心とした概念が強く、集団的な文化や言語、習慣に対する権利は弱くないか。集団となると「国家」の正統性を問う場面が出てくるから。
  - (5) 法的根拠と基準だけでなく、差別されているグループが「政治力」「交渉力」「提案力」 をどうもつかが重要。そのためのネットワークづくり、グループづくりなどが重要である。国際社会はこういった力づけの環境づくりに積極的にかかわる必要がある。
  - (6) 開発は長年先住民族の土地を奪い、主流民族への加担をしてきた。またグローバリゼーションの加速化の一端を担っている。これらの加害性をどう防御できるのか。「権利」というラベルを得ること免罪符となる。

## <プロフィール>

大学卒業後、英国の CSV(Community Service Volunteers)の 1 年間ボランティアに参加。帰国後、日本青年奉仕協会、世田谷ボランティア協会を経て、1988 年には(特活)シャプラニール = 市民による海外協力の会の駐在としてバングラデシュへ。帰国後、1998 年に同会事務局長。2002 年 7 月に退職し、現在紛争解決 NGO「ジュマ・ネット」代表。